



平成25年3月14日
内閣府沖縄担当部局

沖縄振興特別措置法に基づく沖縄特例通訳案内士育成等事業計画の認定について

標記について、平成25年2月14日付け沖縄県知事から提出がありました沖縄特例通訳案内士育成等事業計画の認定申請について、平成25年3月14日付けで内閣総理大臣認定を行いましたので、お知らせします。

これを受けて、沖縄県では、平成25年7月を目途に、沖縄特例通訳案内士を育成するための研修を開始する予定です。

< 沖縄特例通訳案内士育成等事業計画の概要 >

1 事業概要

沖縄県が、一定の語学力を有する者に対し、沖縄の地理、歴史、文化など通訳案内士に最低限必要とされる基礎知識、接遇及び旅程管理等に関する研修を行い、円滑に外国人観光客を案内できる人材を育成。

2 実施期間

平成25年度～平成33年度

3 研修計画

- (1) 対象言語 中国語、韓国語、英語
- (2) 研修概要 言語能力に応じて、「速成コース」と「一般コース」を設定。
- (3) 研修内容 語学、地元学、ホスピタリティ、プレゼンテーション、旅程管理、救急救命、現場実習等（速成コースは語学研修免除）

4 資格認定

研修終了後に資格認定試験（面接及び実技試験）を実施し、合格者は、沖縄特例通訳案内士登録簿への登録により、沖縄特例通訳案内士の資格を取得。

【本件問い合わせ先】

内閣府政策統括官（沖縄政策担当）付
企画担当参事官室 岩崎

電話：03-3581-0993

FAX：03-3581-9719

沖縄特例通訳案内士制度について

参考

通訳ガイドをめぐる沖縄の現状

- ◆ 沖縄の外国人観光客は、沖縄の特性を活かした自然体験、伝統文化体験など多様な観光ニーズを有する。
- ◆ 大型クルーズ船の来航時や大型イベント・MICEの開催時など特定時期に比較的多数の外国人観光客が来訪する傾向。

現状においては、外国人観光客の受入体制の中心的役割を担う

通訳ガイドの不足が懸念

多様な観光ニーズや需要の急増時への対応が必要



沖縄特例通訳案内士制度の創設

- ◆ 外国人観光客への有償の通訳ガイドを行う場合、通訳案内士法に基づき、通訳案内士試験の合格による通訳案内士資格が必要。
- ◆ このため、上記の現状を踏まえ、平成24年3月末の沖縄振興特別措置法改正により、新たに「沖縄特例通訳案内士制度」を創設。これにより、沖縄県において一定の研修を修了すれば外国人観光客への有償の通訳ガイドを行うことが可能。
- ◆ 本制度により、有償の通訳ガイドを一定程度確保し、通訳案内士等を補完しつつ、アジアを中心とした外国人観光客の受入体制の充実を図るもの。

事業計画の策定・認定

- ◆ 研修を開始するに当たっては、沖縄県が、沖縄特例通訳案内士育成等事業計画を策定し、内閣総理大臣が認定を行う必要がある（認定の際には国土交通大臣による同意が必要）。
- ◆ 事業計画に関しては、通訳ガイドの質の確保・維持の観点から、沖縄特例通訳案内士の育成、確保及び活用に関する事項等を定めることとされている。